

## ○反則金不納付事件に関する司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の運用について

〔平成 19 年 4 月 2 日交指甲達第 26 号  
警察本部長から部課署長あて〕  
改正 平成 19 年 5 月 29 日交指甲達第 36 号

対号 平成 18 年 5 月 29 日付け交指甲達第 65 号「反則金不納付事件に関する司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の制定について（通達）」

「反則金不納付事件に関する司法警察員捜査書類基本書式例の特例（以下「交通反則切符」という。）」の様式については、対号に基づき実施しているところであるが、その運用に関し、新たに要領を定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 交通反則切符の構成等

##### (1) 番号等

交通反則切符の構成は、6 枚 1 組とし、1 組の各枚の最上欄の番号及び 2 枚目の「現認・認知報告書」欄の番号は、交通反則告知書の番号と同一とし、組ごとに通し番号を印刷するものとする。

番号の使用区分は、400001から899999までの範囲の一連番号を使用することとし、交通反則切符の使用数が多く、そのため同一年に同一番号が重複して使用されることとなる場合は、記号（例 AA・AB・AC 等）を付し、各記号別に前記範囲内の一連番号を使用するものとする。

なお、交通反則切符の各枚の複写を要する部分は、原則としてノーカーボン式複写とし、交通反則切符つづりの組数はおおむね 5 組とする。

##### (2) 各枚の名称及び色

ア 1 枚目（淡青色） 交通反則告知書・免許証保管証（告知の警察官及び交通巡視員（以下「告知警察官等」という。）が反則者に交付する。）

イ 2 枚目（白色） 交通事件原票（告知警察官等が警察本部長への報告に用いるもので、反則者が反則金を納付した場合は、通告実施機関において保管し、反則金の納付がない場合は事件記録として送致書に添付する。）

ウ 3 枚目（薄桃色） 交通反則通告書（警察本部長が反則者に対し、反則金の納付を通告する場合に用いる。）

エ 4 枚目（白色） 取締り原票（違反登録用資料、行政処分、統計資料その他取締りの参考資料として運転免許課において活用、保管する。）

オ 5 枚目（白色） 告知報告書・交通法令違反事件簿（通告センターの事件簿として用いる。）

カ 6枚目（白色） 告知報告書・交通法令違反事件簿（控）（警察署（隊）の事件簿として用いる。）

2 「(5)反則（違反）事項・罰条」欄等の印刷

- (1) 各枚の「(5)反則（違反）事項・罰条」欄の[1]から[5]までの項は、統一のものとし、[6]横断歩行者妨害等、[7]踏切不停止等、[8]積載物重量制限超過の反則行為の種類及び反則（違反）事項・罰条を印刷し、[9]の項は空欄とする。
- (2) 前記(1)により「反則（違反）事項・罰条」欄の反則（違反）事項・罰条を印刷する場合において、過失犯の適用ある反則（違反）事項の□印は太線とする。
- (3) 「(5)反則（違反）事項・罰条」欄の（ ）内の適用罰条の略語は、「令1の2は、同法施行令第1条の2」の次に「車4 4(6)は、道路運送車両法第4 4条第6号、保6 2は道路運送車両の保安基準（昭和2 6年運輸省令6 7号）第6 2条、公規1 2は石川県道路交通法施行細則（昭和3 5年石川県公安委員会規則第1 2号）第1 2条」の例によって加えるものとする。

3 交通反則事件の告知要領及び交通反則告知書等の作成要領

交通反則事件の告知要領は、別添1「交通反則事件の告知要領」、交通反則告知書等の作成要領は、別添2「交通反則告知書等の作成要領」のとおりとする。

## 別添 1

### 交通反則事件の告知要領

#### 第1 告知の方法

警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、反則行為をした者が反則者に該当すると認定したときは、別添2の「交通反則告知書等の作成要領」により、所定の書面の作成を行い、反則者に直接交付して反則行為となるべき事実、反則行為の種別及び通告を受けるための出頭期日、場所等について告知するものとする。

なお、告知は、反則行為の種別ごとに1枚の交通反則告知書等を交付して行う。

#### 第2 出頭の告知

- 1 出頭の告知は、反則者が石川県内の居住者の場合に行う。
- 2 出頭日の指定は、告知の日からおおむね2週間前後の日、出頭指定場所は、次の区分によって指定する。
  - (1) 反則者の住所が金沢市、白山市、かほく市、石川郡、河北郡の者は、石川県警察交通反則通告センター
  - (2) 反則者の住所が小松市、加賀市、能美市、能美郡の者は、小松警察署内石川県警察交通反則通告センター小松支所
  - (3) 反則者の住所が羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡、鹿島郡、鳳珠郡の者は、七尾警察署内石川県警察交通反則通告センター七尾支所
- 3 出頭の告知を行う際の免許証の保管は、反則者が仮納付を行う場合を考慮して、原則として、次に掲げる場合を除いて行わないこととする。
  - (1) 後日、特に取調べ又は事情聴取のため、反則者の出頭を担保する必要がある場合  
例えば、両罰規定適用対象事件で、現場において必要な補充調書の作成を行わず後日取調べを行うものや違反事実を否認し、明らかに後日取調べ又は事情聴取を行う必要のあると思われるものなどをいう。
  - (2) 反則者の居所が十分確認できず、後日通告手続の実施に際して支障をきたすおそれがあるもの  
例えば、本人の申し立てる住所や資料に基づく住所が免許証記載の住所と異なっている場合などをいう。

#### 第3 告知を行わない特例

反則者が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第126条第1項各号すなわち、「居所又は氏名が明らかでないとき」又は「逃亡するおそれがあるとき」のいずれかに該当するとき、及び法第130条第2号の規定により「交通反則告知書の受領を拒否したとき」又は「居所が不明のため告知することができなかつたとき」は、告知しないこととし、非反則事件と同様の取

扱いを行う。

#### 第4 違反の競合

##### 1 反則者の反則行為の競合

併合罪又は観念的競合、けん連犯の関係にある反則行為を現認した場合の告知は、それが併合罪の関係にあるときは、各別の反則行為についてそれぞれ別個に告知書を交付することとし、観念的競合、けん連犯の関係にあるときは、反則行為となるべき事実（反則事項・罰条）については各別に、種別については反則金の最も高い種別（反則金が同額の場合はそのいずれかの一つ）について1枚の告知書により行う。

##### 2 反則者の反則行為と非反則行為の競合

反則行為と非反則行為の併合罪又は観念的競合、けん連犯の関係にある違反行為を現認した場合は、それが併合罪の関係にあるときは、反則行為について告知し、非反則行為については刑事訴訟法手続きにより、それぞれ別個に処理することとし、観念的競合、けん連犯の関係にあるときは、運用上非反則行為のみを立件する。

##### 3 過失による無免許運転者の取扱い

過失により無免許運転をしたものが、反則行為をした場合の取扱いは、法第125条第2項第1号により反則者の範囲から除外されることから、通告手続を経ることなく交通切符を作成する。

#### 第5 非現認事件

反則行為を現認によらず捜査又は告訴、告発等によって認知し、反則者と認定した場合は、事件処理に必要な調書等の捜査書類の作成を行った後、告知書を交付する。

#### 第6 否認事件

反則行為を現認したところ反則者が違反事実を否認した場合は、交通反則切符を作成するほか、事件処理に必要な調書等の捜査書類の作成、反則者を立会いに実況見分等捜査を行う。

#### 第7 告知報告書・交通法令違反事件簿の保存期限

告知報告書・交通法令違反事件簿（(控)を含む。）については、各所属において5年間保存する。

## 別添2

### 交通反則告知書等の作成要領

#### 第1 交通反則告知書・免許証保管証（以下「告知書」という。）

##### 1 「告知・交付日時」欄

告知書を反則者に交付する年月日及び時刻を記入する。

##### 2 「告知者の所属、階級及び氏名」欄

告知書を交付して告知する警察官等の所属、階級（交通巡視員にあつては、交通巡視員である旨）及び氏名を記入し、押印する。

##### 3 「(1)反則者の氏名等」欄

(1) 氏名は、免許証に記載されている氏名を記入する。ただし、氏名を変更（戸籍法上の手続きを経ているものに限る。）している場合は、変更後の氏名を記入することとする。

(2) 免許証を携帯していない者の場合で、違反者が身分を証明する書類等を所持しているときは、その氏名によることとし、その他の場合は最寄の交番、駐在所等から必要な照会を行う等の方法により、その者の氏名を確認の上、記入する。

(3) 氏名には、ふりがなを付し、通名をもっている者又は外国人で日本名を使用している者については、「〇〇（日本名）こと〇〇（外国名）」というように記入する。

(4) 違反者が少年であるときは、「少」の文字を○で囲み、性別は、違反者の性別によりそれぞれ該当する文字を○で囲む。

##### 4 「生年月日」欄

反則者の生年月日に応じて所要事項及び年令を記入する。

なお、免許証の「生年月日」欄が西暦によって記載されている外国人の場合は、西暦で記入する。

##### 5 「職業」欄

反則者の職業を記入する。

なお、反則者が少年であつて、在学中のものである場合は、当該欄の余白に在校名（例〇〇大、〇〇高、〇〇中等）を記入する。

##### 6 「本籍」欄

免許証記載の本籍を記入する。

ただし、ICカード免許証の提示を受けた場合は、本籍の記載を省略し本籍欄に斜線を引き押印する。

##### 7 「住所」欄

反則者が現に居住している場所を記載し、会社、アパート等の居住者（同居者を含む。）であるときは、その名称又は宿舍名を、〇〇アパート、〇〇方

等の要領で記入する。

なお、免許証に記載されている住所と現住所が相違するときは、現住所を記入し、免許証に記載された住所は、左側余白の「免許証記載住所」欄に記入する。

8 「免許証」欄

反則者の免許証の番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記入する。

9 「保護者又は勤務先」欄

反則者が勤務先を有するものであるときは、勤務先の所在地、名称及び電話番号を記入し、勤務先を有しない場合は、空欄としておく。

反則者が少年である場合は、その少年を現に保護している者の住所、氏名、職業、続柄及び電話番号を記入する。

10 「(2)反則車両」欄

反則者の使用した車両等の種類及び自家用、営業用の該当文字を○で囲み、登録番号又は車両番号を所定の箇所に記入する。

(1) 無登録自動車（臨時運行許可を含む。）の法第3条に規定する「自動車の種別」についての取扱い要領

ア 完成車であって車体の大きさ等が、例えば道路交通法施行規則第2条に定める大型自動車に該当すると認められるものについては大型自動車とする。

イ 未完成車については中型自動車又は、普通自動車とする。未完成車とは製造又は改造の過程にあるものであって工場間又は試験場との間を回送のため臨時運行許可証により運行する物品積載装置、客室装置のないいわゆるシャーシーだけの自動車をいう。

ウ 交通反則切符の車種記載については、例えば大型自動車の完成車のうちバスとしての客室装置を有するものは大型車欄の「大型バス」を、それ以外のものは同欄の「大型貨物」をそれぞれ○印で囲む。未完成車にあっては、車両総重量を確認し大型車欄の「中型貨物」又は、普通車欄の「貨物」を○印で囲む。

(2) 特殊用途自動車の「自動車の種別」についての取扱要領

当該自動車の自動車検査証を確認し、最大積載量の記載のないものについては、「乗用」とする。ただし、最大積載量の記載がなくても、コンクリート圧送車等の様に明らかに乗用車と認められないような車両及び最大積載量記載があるものは、貨物車とする。

11 「(3)反則日時」欄

反則事実を現認した（反則事実を認知した場合は、反則行為の行われた）年月日及び時刻を記入し、その時刻が午前であれば「前」を、午後であれば「後」を○で囲む。

## 12 「(4)反則場所」欄

反則行為が行われた場所を記入する。

番地不詳の場合は、「何々付近」と反則場所を特定するために足る補助文言を記入する。

なお、反則場所の特定のため番地の末尾に「何々交差点」等の補助文言を必要に応じて記入する。

## 13 「(5)反則事項・罰条」欄

「(5)反則事項・罰条」欄の記入事項は、「反則（違反）事項・罰条欄等記載例」（以下「記載例」という。）に示すとおりとするが、記入は次の要領による。

なお、各枚の記載方法は、全国統一を図るため、記載例によることを原則とする。

### (1) 反則行為の種類及び反則事項・罰条が印刷されている場合

#### ア 反則行為の種類

反則行為の種類の入力番号を○で囲む。

なお、「速度超過」、「積載重量超過」等の場合は（ ）内の余白に、「速度超過（15以上20未満）」「積載重量超過（5割以上10割未満）」のように反則行為の種類を特定する所要の文言を記入する。

#### イ 反則事項・罰条

反則事項に応じ、□印（太線の□印は、過失犯の適用あるものを示す。）を○で囲む。この場合において速度超過、積載重量超過等の場合は、《 》内に「《15km/h超過40km/hのところ55km/h》」、「(12,300kg超過11,000kgのところ23,300kg)」のように所要の文言を記入する。

なお、記載例に補足欄の項に記入すべき事項が定められているときは、その事項を記入し□印を○で囲む（警察署長の交通規制の場合不動文字で「□警察署長の交通規制」と印刷されている□印を○で囲む。）。

### (2) 1から8までの項に反則行為の種類又は反則事項、罰条が印刷されていない場合

反則行為の種類及び反則事項・罰条が印刷されていない場合は、9の項に反則行為の種類を記入し、9を○で囲み、記載例に従い反則事項・罰条及び補足事項を記入した上□を○で囲む。

なお、反則行為の種類が印刷してある場合で、該当反則事項・罰条が印刷されていないとき（例えば、「追越し違反」の場合の「二重追越し開始」等）は、当該反則行為の種類の入力番号を○で囲んだ上、記載例により補足欄の項に反則事項・罰条その他所定の事項を記入して□印を○で囲む。

### (3) 過失犯の場合

過失犯の場合は、前記(1)ア又はイの要領で反則行為の種類、反則事項・罰

条及び補足事項を記入した上、「不注意による確認義務不履行」の項の□印を○で囲み「一Ⅱ追加」の余白部分に記載例により適用罰条を記入し、( )内に確認義務内容が掲げられているものについては、該当事項の□印を○で囲み、該当事項が掲げていないものについては、記載例により末尾の□印の次に確認義務内容を記入し、□印を○で囲む。

14 「(6)車両等の種類」欄

「(2)反則車両」欄に記入した車両等の種別に応じ、「大型車」、「普通車」、「二輪車」、「原付車」又は「重被けん引車」を○で囲む。

15 「(7)反則金相当額」欄

反則行為の種別に応じ、所定の反則金の額をアラビア数字で記入する。

16 「(8)出頭」欄

「日時」の項には、その月日及び時刻を記入する。

17 「免許証保管」欄

免許証を保管したときは、「有」を○で囲み、保管しないときは、「無」を○で囲む。

18 「免許証保管証」欄

(1) 免許証を保管しないときは、当該欄を斜線で消して押印する。

(2) 免許証を保管したとき

ア 「有効期限」欄に、保管証を交付した日から起算して40日目の日を記入する。

イ 「免許年月日」、「免許の種類」及び「免許条件」欄は、反則者の免許証の記載に従い記入する。

なお、「免許の有無」欄は、免許の種類を表す略語の上部に、現に受けている免許については「I」をその他については「0」をそれぞれ記入する。

(3) 免許証備考欄に審査未済免許である者の記載のあるものについては、「免許の条件」欄の余白にその旨記入する。

第2 道路交通法違反現認・認知報告書等

1 「道路交通法違反現認・認知報告書」欄

違反事実を現認・認知した警察官等が作成年月日、所属、階級等、氏名及び所属長の職名を記入することとし、速度違反、積載違反等数人共同して取締りを行った場合は、違反事実を現認した警察官等と交通反則切符を作成した警察官が連署する。

なお、違反事実を現認した場合は、「□現認」の□を、一般人等からの通報、申告等により現認によらない違反事実を認知したときは、「□認知」の□印を○で囲む。

2 「供述書(甲)」欄



違反者が任意に作成する場合は、同欄に印刷してある自認文言を活用するほか、違反動機等について弁解があれば、その要旨を余白部分に簡記させた上、署名を求めるものとする。この場合は、違反者に指印もしくは押印を求めても差し支えない。

なお、違反者が供述書の作成を拒んだ場合は、「報告書・続」欄に違反の状況、その他事案証明に必要な事項を記載しておくほか必要により、違反者の供述調書を作成する等の措置をとり、事後における事実争いに備える。

### 3 「報告書・続」欄及び「特記事項」欄

「報告書・続」欄には、違反現場の略図、現場付近及び違反状況等を記入するほか、必要に応じ「特記事項」欄に、弁解の要旨、違反事実に関する特記すべき事項を記入する。

## 第3 立証関係書類

立証関係書類の様式は、「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式の運用について（通達）」（平成19年4月2日付け交指甲達第25号）要領のとおりとするほか、違反ごとに定められた立証関係書類の様式とする。

## 第4 取締りメモの記載事項

交通反則切符つづり（5組1冊）の末尾にある取締りメモには、通告実施機関からの照会、証人出廷等に備えて、取締り年月日、違反種別、違反者の氏名、取扱者名、現認・認知状況等備忘録として活用する。

## 第5 反則行為が競合する場合の注意

反則者の反則行為が競合する場合の交通反則切符の作成については、次の点に留意する。

### 1 「(5)反則事項・罰条」欄

反則者の反則行為が観念的競合又はけん連犯の関係にある場合は、別添1の「告知要領」の第4の1の要領により、「反則行為の種類」の項に反則行為の種類を特定するための反則行為の種類を1個だけ記入し、「反則事項・罰条」の項に観念的競合又はけん連犯の関係にある反則事項のすべてを記入する。

### 2 道路交通法違反現認・認知報告書「特記事項」欄

併合罪の関係にある反則行為については、当該告知書以外に告知した反則行為の種類、反則金相当額及び告知書番号を、観念的競合又はけん連犯の関係にある反則行為の場合は、その旨をそれぞれ記録しておく。

### 3 取締りメモ

前記2の「特記事項」欄の記入要領に準じて、それぞれ記録しておく。

## 第6 告知に伴う納付書の作成

1 告知の際に交付する納付書（道路交通法施行規則別記様式第28）は、告知書ごとに1枚とし、原則告知書に記載された告知書番号と同一の番号を記載した納付書を使用する。

## 2 納付書の作成要領

### ア 「納付区分」欄

納付書を反則金の仮納付書に使用する場合は、「仮」に縦線を記入する。ただし、既に「仮」に縦線がある納付書については、そのままにして使用する。

### イ 「告知・通告・指示」欄

告知年月日を記入する。

### ウ 「住所氏名」欄

反則者の住所氏名は記入を要しない。

### エ 「納付期限」欄

告知の日の翌日から起算して7日目の日（期限の日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から翌年の1月3日までの日、土曜日に当たる場合は、その以降において反則金等の収納機関が業務を開始する日）を記入する。

### オ 「金額」欄

反則行為の種別に応じ、所定の反則金額相当額をアラビア数字で記入する。

### カ あらかじめ印刷してある事項及び記入した文字は、訂正しない。

記入欄を誤って記入した場合は訂正せず、新たに作成する。

## 第7 交通反則切符の補正要領

1 反則切符の補正は、次のよるものとし、原則として切符作成者が行う。ただし、共同取締りの場合は、「道路交通法違反現認・認知報告書」欄に連署した者も必要に応じて補正することができる。

### 2 特定事項欄の補正要領

「(2)違反車両」「(3)反則日時」「(4)反則場所」「(5)違反事項・罰条」及び「(6)反則行為の種別」（以下「特定事項」という。）の誤記

(1) 告知書を交付する前に誤記を発見したときは、新たに別番号の反則切符を作成する。

(2) 告知書を交付した後に誤記を発見したときは、次の例により別記様式の「補正用符せん」を交通事件原票の「(5)反則事項・罰条」欄の右側余白に、できるかぎり当該違反事項等を隠さないように貼付する。

例1 中型貨物を大型貨物とした誤記の場合

「補正」欄の「□(2)」の□を○で囲み、「補正事項」欄に「大型特を中型貨物と補正」

例2 法定駐車45・Iを法定駐車44と誤記した場合

「補正」欄の「□(5)」の□を○で囲み、「補正事項」欄に「□駐車□法定44を□駐車□法定45・Iと補正」

3 特定事項以外（「(7)反則金相当額」及び「道路交通法違反現認・認知報告

書」を除く。)の事項の補正要領

(1) 告知書を交付する前に発見したとき

ワンライテング(1枚目から6枚目)の方法で補正し、1枚目に押印する。補正事項が多く、通告事務その他に支障を生ずるおそれのあるときは、新たに交通反則切符を作成する。

(2) 告知書を交付した後に発見したとき

2枚目から6枚目までをワンライテイングの方法で補正する。ただし、補正事項が多く、通告事務その他に支障を生ずるおそれのあるときは、前記2の(2)の例により符せんを貼付する。

4 「(7)反則金相当額」欄の補正要領

(1) 告知書を交付する前に発見した場合

次の場合に限り、ワンライテングの方法で補正する。

ア いまだ「(7)反則金相当額」欄の記入をしていないとき。

イ 告知書と同一番号の納付書を別に作成して交付することができるとき。

(2) 告知書を交付した後に発見した場合

ア 告知直後で、告知書と同一番号の納付書を別に作成して交付することができ、かつ、告知書を補正することができるときは、第7の3(1)の要領で補正することができる。

イ その他の場合は、前記アによることができないときは、第7の1により符せんを貼付する。

5 現認・認知報告書の訂正

文字を削るときは、相当部分の文字が判読可能な状態で横線二条を引いて押印し、文字を加えるときは、行の上部に加えるべき文字を記入して押印する(犯罪捜査規範第57条第2項参照)。

6 通告センターにおける補正要領

(1) 特定事項欄の補正要領

法第127条第1項及び第2項後段に規定する通告に該当するときは、2枚目から6枚目までを再作成し、新たに作成した通告書により通告する。不納付事件として送致するときは、報告された交通事件原票を送致書に添付し、新たに作成した交通事件原票は通告内容及び訴訟条件の具備を証明する証拠とする。

この場合、補正内容が現認・認知報告書の供述書の内容と相違するときは、補充調書及び必要により捜査報告書を作成する。

なお、非反則事件の場合は、新たに交通切符を作成する。この場合の犯罪事実の証明は、交通反則切符の交通事件原票による。

(2) 特定事項以外(「(7)反則金相当額」及び「道路交通法違反現認・認知報告書」を除く。)の事項の補正要領

2枚目から6枚目までをワンライティングで補正する。ただし、補正によることが適当でないと認めるときは、前記(1)の要領による。

7 誤記箇所の修正要領

道路交通法違反現認・認知報告書以外の部分の修正

(1) 文字を削るときは、その文字に横（縦）線二条を引き、文字を加えるときは、その箇所を明白にし、行の上（右）部に加えるべき文字を記入する。

(2) 修正箇所の押印は、次による。

ア 告知書以外の書面の修正箇所には、告知警察官等が押印する。

イ 通告書の修正箇所には、警察本部長印を押印する。

**別記様式**

補 正 符 せ ん		
補正欄	補 正 事 項	印
<input type="checkbox"/> (1)		
<input type="checkbox"/> (2)		
<input type="checkbox"/> (3)		
<input type="checkbox"/> (4)		
<input type="checkbox"/> (5)		
<input type="checkbox"/> (6)		